

空き家バンクの手続き

ー空き家を買いたい・借りたい方ー

1. 物件情報の閲覧（登録不要）

- ・ さんだうえるかむサイト内 (<https://sanda-portal.com/>) の空き家バンクページで物件情報を閲覧できます。

2. 空き家バンクへの利用登録申し込み

売却・賃貸物件の内覧等を希望される方は、

- ・ 「空き家バンク利用者登録申込書」
- ・ 「空き家バンク利用者カード」

に必要事項を記入し、市に提出してください。（郵送可）

申込書到着後、要件等を確認のうえ登録、申請住所に登録完了通知書を郵送します。利用者登録完了後、利用登録者へ希望物件の担当事業者について情報提供します。利用登録者から担当事業者に連絡をし、内覧等の日程を調整して下さい。

担当事業者が内覧の申込順にご案内します。商談・成約に至った際は、内覧できませんので、ご了承ください。

○ 登録できる利用者の要件 ※次のいずれかに該当する場合

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、三田市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする方。
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化及び芸術活動並びに地域の行事及び活動への積極的な参加を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする方。
- (3) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、空き農地を利用し、積極的に農業に従事し、地域の農業環境保全に寄与しようとする方。

○ 登録できない利用者の要件 ※次のいずれかに該当する場合

- (1) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与する目的であると認められる場合。
（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員の該当の有無を兵庫県警暴力団対策課に照会します）
- (2) 宗教活動又は政治活動、その他空き家バンク制度の趣旨に照らして不相当と認められる活動のための利用であると認められる場合。
- (3) 宅地建物取引業としての利用であると認められる場合。
- (4) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。

3. 物件の交渉申込み

- ・ 利用登録者が物件の売買契約又は賃貸借契約について交渉を希望するときは、「空き家バンク登録物件交渉申込書」に必要事項を記入し、市に提出してください。(郵送可)

4. 物件の交渉

- ・ 市は、利用登録者から交渉の申込みがあった場合、物件所有者と担当事業者へ連絡します。その後、担当事業者を介して交渉となります。
- ・ 交渉等は、交渉申込み順にご案内いたします。ご了承ください。
- ・ 契約、交渉は担当事業者が行います。市は関与しません。

5. その他

- ・ 登録されている物件の使用用途は「住宅」に限られます。「併用住宅」等、他の用途で使用される場合は、建築基準法・都市計画法等の申請や許可手続きが必要な場合があります。

※. 登録事項に変更があったとき

- ・ 「空き家バンク登録変更届出書」
 - ・ 「空き家バンク利用者カード」
- に、登録事項の変更内容を記入し、市に提出してください。(郵送可)

●問い合わせ・申込み先●

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

三田市 都市整備部 都市デザイン課

TEL:079-559-5128 FAX:079-559-7400

さんだうえるかむサイト <https://sanda-portal.com/akiyabank/>